

肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方へ

# 肝炎定期検査費用助成の御案内

東京都では、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中であり、東京都肝臓専門医療機関で病態把握のために定期的に受ける検査費用の自己負担分を助成します。



対象者	以下の全ての要件に該当する方 (1)助成申請時に東京都内に住民票のある方 (2)医療保険各法（後期高齢者含む。）の規定による被保険者又は被扶養者 (3)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者の方（治療後の経過観察の方も含む。） (4)住民税非課税世帯又は区市町村税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する方 (5)受診状況等の確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意した方 (6)検査実施時に B 型・C 型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の交付を受けていない方	
助成対象費用 <sup>*1</sup>	東京都肝臓専門医療機関において実施された検査に係る ・初診料（再診料） ・ウイルス疾患指導料 ・次頁の「助成対象となる検査」及び同検査に関連する費用として東京都が認めた費用（医師が真に必要と判断したものに限り、保険適用外の検査は助成対象外です。）	
助成額	①住民税非課税世帯に属する方	対象となる検査費用の全額
	②区市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する方	（慢性肝炎の方）助成対象費用 1 回分につき支払額から 2,000 円を差し引いた額 （肝硬変又は肝がんの方）助成対象費用 1 回分につき支払額から 3,000 円を差し引いた額
助成回数 <sup>*2</sup>	年度内 2 回分（4 月から 3 月までの年度毎に 2 回） * 同一年度内の 2 回分をまとめて請求することもできます。	
申請期間	検査を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日（消印有効）まで	

\*1 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受け、対象者が自己負担した費用が対象となります。

\*2 初回精密検査費用助成の請求を都が受理した年度における定期検査費用の助成回数は 1 回までです。

申請書類を揃えて  
下記に郵送してください。

【問合せ・提出先】

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課  
住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03-5320-4476

切り取ってお手持ちの封筒に貼り、切手を貼って投函してください。



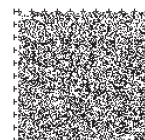
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都保健医療局保健政策部

疾病対策課 行



東京都保健医療局



## 助成対象となる検査

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
①血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
②出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
③血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
④腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
⑤肝炎ウイルス関連検査	HB e 抗原、HB e 抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
⑥微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
⑦画像診断*	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

※CT撮影又はMRI撮影に係る費用は助成対象外となります。ただし、肝硬変、肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影に係る費用を助成対象とすることができます。その場合、各検査において造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象となります。

請求日とは、東京都が申請書類を収受した日となります。住民票の写し等の提出の際は発行日にご注意ください。

また、一連の検査が複数の日にわたった場合、検査日の間隔が1か月の期間内のものであれば一連の検査とみなされますので、まとめて請求してください。

同一年度内に1回目の定期検査費用の助成を受けた方又は同一年度内にB型・C型肝炎ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の交付申請をした方は、申請に必要な書類のうち(4)～(6)の添付を省略できる場合があります。詳しくはお問合せください。



## 費用の請求方法

定期検査後に、以下の申請書類を揃えて、東京都疾病対策課まで郵送してください。  
なお、書類はボールペン等の字が消えないペンで記入してください。

- (1)定期検査費用請求書（様式4）
- (2)東京都肝臓専門医療機関の領収書（レシートやコピーは不可）
- (3)東京都肝臓専門医療機関の診療明細書（コピーは不可）
- (4)住民票の写し（住民票上の世帯**全員**の記載のあるもので、請求日前3か月以内に発行のもの）  
（コピーは不可）
- (5)①地方税法の規定による住民税非課税証明書又は課税証明書（コピーは不可）  
②区市町村民税額決定通知書のコピー  
③区市町村民税納税通知書のコピー  
のいずれかの書類（上記(4)の**全員分**。ただし、満20歳未満の世帯員は除く。） **※注1**  
\*②又は③を提出する場合、区市町村民税（所得割）課税年額が記載された部分  
わかるよう、コピーをとる際ご注意ください。
- (6)区市町村民税額合算対象除外申請書（様式8） **※該当する方のみ** **※注2**
- (7)東京都肝臓専門医療機関の肝臓専門医が記載した診断書（様式5）（コピーは不可） **※注3**
- (8)フォローアップ事業参加同意書（様式1） **※同一年度内において初めて定期検査費用を請求する方のみ**

**※注1** 提出する住民税非課税証明書又は区市町村民税の課税年額を証する書類の年度は、4月から6月までに申請する場合は前年度分、7月から3月までに申請する場合は当年度分となります。該当年度を間違えないようご注意ください。

**※注2** （同一住民票の世帯であっても、実質的に生計を別に行っている場合）対象者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係がなく、世帯の区市町村民税課税年額の合算対象から除外を希望する方がいる場合、「区市町村民税額合算対象除外申請書」及び住民票上の世帯全員分の健康保険証の写し（ただし、満20歳未満の世帯員は除く。）を合わせて提出することにより、世帯における区市町村民税課税年額の合算対象から除外することができます。

**※注3** 平成29年4月1日以降に定期検査費用の助成を受けた方又は定期検査費用助成請求日前1年以内にB型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成の医療券の申請において医師の診断書を提出した方、又は、肝がん・重度肝硬変医療費助成（肝がん重度肝硬変治療研究促進事業）の医療券の申請において「臨床調査個人票及び同意書」を提出した方は、診断書を省略することができます（慢性肝炎から肝硬変への移行等の病態に変化があった場合は除く。）。また、**診断書発行にかかる費用は助成されません**。定期検査費用よりも、助成を受けるための診断書のほうが高くなると損をしてしまいますので、ご注意ください。

**Q1** 助成金は、請求書類を提出したらすぐに口座に振り込まれますか？

**A1** 振り込みまでにおおむね 2 か月かかります。ただし、書類の記載もれや添付書類が不足している場合は、更に期間がかかる場合があります。振り込みをする前に、決定通知書をお送りします。不承認となった場合も、書面で通知します。

**Q2** 肝がんの定期検査で、血液検査を A 病院で、MRI を B クリニックで行いました。B クリニックは東京都指定の肝臓専門医療機関ではありません。A 病院の分しか請求できませんか？

**A2** 一連の検査として、A 病院の医師の指示で、別のクリニックで MRI や CT を実施した場合は対象となりますので、両方の領収書と診療明細書を添付してください。所定の診断書は、A 病院の肝臓専門医にまとめて書いてもらってください。

**Q3** 定期検査と同日に治療や薬剤の処方があった場合、助成対象の項目と助成対象外の項目に分けて領収書等を発行してもらわないといけませんか？

**A3** 領収書等に対象外の項目が含まれている場合もそのまま提出していただいて結構です。通常どおり発行してもらってください。

**Q4** フォローアップとは、具体的にどのようなことをやるのですか？

**A4** 検査費用助成を申請された方が確実に医療に繋がるよう、東京都から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。必要に応じて年 1 回程度、調査票を送付したり、電話をかけたりします。検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

初回精密検査費用助成・定期検査費用助成について詳しくはこちら

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 電話 03-5320-4476

東京都 肝炎対策

検索



令和 5 年 12 月 発行（令和 5 年度）

登録番号 (5) 71

編集・発行 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課

リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。